

取締役会設置会社であれば、取締役会決議によらなければ破産申立てを行うことができないと思われる方が多いと思いますが、破産法上、債務者である法人と債権者のほかに、取締役、清算人なども申立権者として許容されています（破産法19条）。そのため、船井電機のように、その他の破産申立ての要件を充足することを前提に、他の取締役に知らされていないという場合にも、当該ケースが適切かどうかはさておき、取締役1名により破産申立てが可能となります。

なお、準自己破産の方法による申立てが行われるのは、例えば、法人の登記上は取締役会設置会社であるが、実質的には名義取締役で事業には一切関与したことがなく、破産に係る取締役会決議を行うために連絡を取ることもできないような場合に、実際に業務を執行している取締役（1名又は複数）が申立てを行うというケースがあります。

次に、上記事件が異例と報道されているもう一つの理由は、船井電機の破産開始決定後、破産申立てに反対する取締役会長を中心に、当該決定を取り消す即時抗告がなされ、その後、破産手続きが継続している間に、同取締役らにより、民事再生適用の申請がされた点にあります。

一般に、破産手続きが一旦開始すれば、その取り消しが認められることは極めて稀で、2019年1月から2024年10月までに破産開始決定がなされた約3万件超の破産事件のうち、破産開始決定が取り消された件数は5件とわずかです²。

また、破産手続中に別途民事再生適用の申請がされたことについて、各手続きの申立要件を満たせば、複数の手続きの申立てをすることは可能であり、かかる法的整理手続が競合した場合、裁判所において、いずれの手続きが申立会社（債務者）にとって妥当であるかの判断がなされます。本件では、本年12月15日時点では裁判所の判断が出されていません。

以上のとおり、船井電機は、取締役1名単独で準自己破産の申立てをし、破産手続中に別の取締役らが民事再生適用の

申請を行うという、通常とはやや異なる債務整理の進め方がなされています。

船井電機のように一定程度規模が大きく、取引先及び従業員も多数の会社の場合、突如事業停止をして破産することによる影響力が大きいことから、混乱を最小限にするために、事業譲渡を予定した破産申立てや事業を継続するために民事再生手続きを利用するケースが多くあります。同社については、まだまだ事実関係が明らかになっていない部分が多いものの、同社の破産管財人の調査によれば、破産申立ての時点で支払期限を過ぎた債務が40億円以上に対して現預金は約5億円であったとのことであり、従業員500名以上の直近の給与の支払いさえできなかったことからすれば、破産以外の選択肢が許されない状況に至っていた可能性も相当程度あると思料されます。

同社による民事再生適用の申請については、未だ裁判所の判断が出されていませんが、先行する民事再生手続きにおける再生計画案の認可がされずに破産手続きに移行することはあるものの、その逆は極めて稀であることから、裁判所がどのような判断をするのか引き続き注目が集まることが予想されます。

(注)

1 帝国データバンク「倒産集計2024年11月報」(<https://www.tdb.co.jp/report/bankruptcy/aggregation/pck2n-unk/>)

2 東京商工リサーチ「船井電機の破産、取り消しは「天文学的確率」」(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF136FFOT11C24A1000000/>)

堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。30分・オンラインで気軽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

第14回「インサイダー規制の実務対応」

講師：弁護士 田邊愛

開催日時：2025年1月17日（金）15時00分～15時30分

近年でも発生しているインサイダー取引について、基礎的事項から、具体的な事例解説を交えつつ、実務における具体的な対応についてご説明します。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_DJQGCuPIQ-60X09clv1NIQ

